

不死鳥作戦

第 7 号

声明 — 2 よど号ハイ・ジャック斗争「被告」団

われわれは要求する、／ —

地裁は分離公判決定を撤回せよ、／

塩見は分離公判要望を撤回せよ、／

声明 — 3 よど号ハイ・ジャック斗争統一「被告」団

塩見の陰謀は粉碎された、／

我々は、地裁・検事の反革命逆転策動の粉碎に向け

前進する、／

よど号ハイ・ジャック裁判斗争支援委員会

声明 1-2

よど号ハイ・ジャック斗争「被告」一団

われわれは要求する！
地裁は分離公判決定を撤回せよ！
塩見は分離公判要望を撤回せよ！

全国の闘う労働者人民諸君！
救援戦線の友人諸君！

塩見が「声明」を発表している。これは塩見の悲鳴と泣訴である。驚くべきことに、塩見は地裁に対して、「私が分離するか否かは、私自身に決定権があるのであって、裁判所がトヤカクくちばしをさしはさむことではありません」と申し入れている。統一公判の貫徹を要求するのではなく、分離公判を前提とし、そのやり方について、魚心と水心の関係でボス交をしようとしているのである。これは八・二一公判で公然と分離公判を要望したことの延長である。

それだけではない。塩見は八・二一公判以前から、「被告」一団、弁護団にもこっそりと隠して、よど号HJ公判からの分離、大菩薩「破防法」の併合を地裁と交渉していた。

一体塩見は統一公判のもつ階級的意義についていかに考えているのか？ また、それがこれまでの階級戦士のどれほどの血みどろの闘いによって斗いとられてきたものであるのかについて、少しでも知っているのか明らかにしてほしいものである。もしそれらについて何の認識も持たずにかかる泣訴をしているとしたら、その一点において反動的、否／革命的であり、かかる無知蒙昧は即刻あらためてもらわなければならないであろう。

いずれにせよ、塩見の基本戦略は分離公判への脱走、逃亡である。この脱走、逃亡もカムフラージュするためにデマをとばし、悲鳴をあげ、泣きわめいているのである。

Λ 1 V

塩見は「新清算主義者」（われわれのことらしい）「が、統一公判を破壊した以上……分離するか否かの判断は私にある」と言っている。すでに指摘した統一公判斗争に対する塩見の反階級の態度についてはいまおくとしても、デマも休み休み言ってもらいたいものである。一体いつ、いかなる論拠にのっとって、いかなる実践形態をもって、われわれが「統一公判を破壊した」のか？ 塩見は全人民の前に明らかにしてほしい／否／塩見がもし自己を労働者階級に対するデマゴークではなく、今もってプロレタリア革命運動の隊列の中に位置づけているならば——もちろん、われわれはそうであってほしいと考えるが——絶対に明らかにする義務がある！

塩見は絶対に明らかにできないであろう。できる筈がないのだ。そして、それはすでにわれわれの弁護団、支援委員会の諸君をはじめ、全救援戦線の友人諸君、更には、全階級戦線の同志諸君にあまねく知られているところでもある。

塩見よ、ほんの一年数ヶ月前、あれほど必死になってゲッペルス「舌先三寸で労働者人民を欺せると思い込んだ哀れなファシストデマゴーク」を「学習」していた塩見よ、自己をヒトラーに擬する「思い上り（?!）」と「悪い冗談」は、もう良い加減にやめにすべきである。「嘘も百回言えば本当のことになる」タグイのデマ政治、スキヤンダル政治（それはプロレタリア政治、革命政治とは全く無縁である）が、いつの時代であれ、労働者人民に通用すると思っているとしたら大間違いである。そのようなブルジョア

政治を駆使して真のプロレタリア革命派を「掃滅」(?)できる筈がない。われわれを「殲滅」(?)できる筈がない。

塩見一派はわめき散らすであろう。「いや俺達の「突撃隊」(?)は、オマエラに鉄槌(?)を下す」と。しかしそれは不可能である。三・六において、塩見自らが模範演技を行い、七・八、八・二一にその「親衛隊」(?)が、その死物狂いの稽古の「成果」を披露してくれた「革命的」実践——法廷内たる、法廷外たるを問わず、敵国家権力の包囲下、目前において、敵国家権力に庇護されつつ、HJ公判の傍聴に結集したわれわれの革命的同志、友人諸君に対して、何の臆面もなく反革命白色ゲバルトを行使するという「党的実践」(それは「變則的に」(?))獄中に最高指導部を置くという塩見一派の反ML主義ML主義國家論の全面否定の必然的帰結なのだが)——の中に「胎動」する眼を敵うばかりの腐敗と、その腐臭に満ち満ちた反プロレタリア性、反階級性は、塩見一派が敵権力に対して完全に武装解除したA政治勢力・集団Vであることを如実に物語るものであり、七・八、八・二一の事態に端を発した塩見一派の現状として確認せざるをえないのである。(われわれは、その思想的・理論的・政治的根拠を、塩見一派の「綱領」路線「批判」としてこれまでも明らかにしてきたが、今後より一層鮮明にしてゆく決意である)そして、塩見一派の政治的敗北・解体は、かかる具体的事象の中にすでに胚胎し、刻印されているのである。

Λ 2 V

次に塩見は、(1)「米日韓反革命体制の曝露」、(2)「アジア共産主義との結合」、(3)「人民戦争と人道主義の原則に立つた作戦遂行と乗客の処遇」、(4)「フレーム・アップを含んだ反革命攻撃であり、四人は全く無罪である」の四点を手前勝手な内容で提起し、われわれ

われわれと対立することになっている。

(3)について。われわれが一体どこで、よど号HJ遂行中の「人民戦争と人道主義の原則」を否定しているのか?デマである。

われわれはよど号HJが完遂された結果を踏えて、その上で乗客、乗務員に対して協力と好意的中立を感謝する意味で迷惑をかけたことを陳謝しているのである。しかも、これは「ソウルからのアピール」に明らかのように、田宮同志たちの意志でもある。また、このことは、公判斗争においては、乗務員に対して金浦空港問題での日帝への加担を糾弾するための布石である。

塩見は、乗客、乗務員に対する感謝と謝罪の意を表明することが、HJ公判斗争の立脚点の破棄であり、「転向」だと言っている。これもデマである。乗客、乗務員に感謝と謝罪の意を表明することは公判斗争の最初からの確認事項である。この確認事項に従って、既に七二年一月一九日の公判におけるスチュワーデスに対する反対質問においてわれわれは被告団の意志と朝鮮へ行った九人の意志として、感謝と謝罪の意を表明している。公判斗争の確認事項を今になって投げ捨てているのは塩見である。さらにわれわれは、人民戦争の戦術として、ハイ・ジャック一般を否定していない。われわれは、人民戦争の戦術全般についてあらかじめ自からの手を縛ることは誤りであると考えている。

(4)について。塩見は「田宮独走説」で田宮同志とよど号HJ斗争を敵・日帝権力に売り渡して助命嘆願しようとした。それは反革命的な自供の継続であり、組織を解体することによって自分の無罪を獲得しようとするものである。当然「田宮独走説」は被告団内部で阻止された。塩見は今も「田宮独走説」を撤回せず、卑劣な裏切り行為を行なおうとしている。また塩見は、地裁の長期拘留攻撃に屈服して、検察側申請の乗客証人全員の検事調書に同意して、保釈を嘆願しようとしている。分離公判への脱走・逃亡は、その布石である。

要するに、塩見は、被告団内部で自分の日和見主義方針が粉碎さ

れがその内容に同意しないから分離公判へ脱走・逃亡すると言っている。

(1)は主に金浦空港問題であるが、塩見の場合、よど号HJ、「国際根拠地建設路線」に孕まれていた朝鮮人民を日本革命に利用しようとした誤りを隠蔽するために、朝鮮人民の存在がすっぽりと抜け落ちていく。だから、日本帝國主義に対する日本人民と朝鮮人民の関係を突き出せず、米日「韓」侵略反革命軍事体制を有効に曝露できないのである。

(2)について。田宮同志たちは、金日成首相(当時)あての手紙で次のように言っている。「我々は、日本人民のため、日本革命のため、全てを捧げ尽すという態度をもっておらず、また日本の労働人民の苦しみがどういふものであり、彼らとどう結びついて、どう闘うのか……がよく解っておらず、それゆえ、世界的に結びついた帝國主義の反革命に抗して、一國だけでプロレタリア独裁を樹立することが不可能に思っていたのです。首相同志の限りなく寛大で革命的な御指導を受ける中で、我々はようやく首領一階級一階級大衆の結びつきがいかなるものであり、プロレタリア独裁権力の力の根源がどこにあるのか、そして、それがなぜ社会主義、共産主義をめざした力になるのかを知ることができるようになってきました。」田宮同志たちは、朝鮮人民、朝鮮労働党と結合し、マルクス・レーニン主義を獲得したことによって、よど号HJ、「国際根拠地建設路線」に孕まれていた日本人民を信頼していなかったこと、安易な国外への逃亡を自己批判している。田宮同志たちは、日本人民に依拠して日本革命を闘う立場に立ち、よど号HJ、「国際根拠地建設路線」を自己批判的に総括することによって、マルクス・レーニン主義を獲得し、朝鮮人民、朝鮮労働党と結合している。われわれが田宮同志たちの自己批判的総括を主体的に把え返し、公判斗争を闘う中でよど号HJ斗争の総括を深め、発展させ、前進したのに対し、塩見は一面の、部分的な総括に固執し、とり残され、反動的に後退しているのである。その結果、塩見の総括は田宮同志たちと対立し

れ、孤立したので、自分の日和見主義方針を実行するために、個人的利益を求めて、統一公判を破棄し、分離公判へ脱走・逃亡しているのである。

Λ 3 V

塩見の総括の方法論は、形而上学である。総括は正しい側面と誤っていた側面を区別し、両側面から考察を深化しなければならぬ。これは対立物の統一である。ところが塩見は正しい側面の「しかもその一部を矮小化して主張するだけで、誤っていた側面を居直り、自己保身と責任転嫁に置き換えているのである。われわれは正しい側面を継承し発展させていくとともに、誤っていた側面を分析し、誤りを克服していかなければならない。われわれは前人未踏の革命をやろうとしているのであり誤りを犯すことは不可避である。誤りを犯すことは正しい路線形成の必要条件である。正しい路線とは、誤った路線との斗争の中で形成される。誤りがすべて避けられる、正しいものだけで、誤りはない、という観点はマルクス主義に反する。問題は誤りを認め、自己批判し、誤りを克服して正しい路線を獲得することであり、誤りを少なくし、小さくしていくことである。正しい路線はこうして発展し、新しい実践に向うのである。ところが塩見の総括は、成果は一人占め、誤りは責任転嫁と居直りではないので、発展がなく、とり残され、反動的後退となり、流れない水が腐ると同じように腐敗し、墮落していくのである。

Λ 4 V

最後にわれわれは、塩見の見えすいたデマ、口汚い罵詈雑言には一切つき合うことはしない。これは、ただでさえ失墜し、泥だらけの塩見の「権威」(があるとするればだが)を自分の足で踏みしめるだけである。一つだけ注意を促しておく、上原を中傷するために

「転向文学者、島木赤彦に心服」してとあるが、聞きかじりの知ったかぶりばかりはやめておくべきである。稚拙なデマは恥の上塗りになるだけである。上原が島木赤彦に心服しているなるデマは論外であるが、念のため言っておけば、島木赤彦は大正期のアララギ派の歌人である。「転向文学者」とつけければ、大衆をだませるとも思っているのか。塩見のデマは一事が万事この調子である。だからわれわれは塩見のデマとはまともにつき合うつもりはない。

だから連合赤軍からの脱走・逃亡を煽動し組織した八木と結合し、「プロ革派」を形成しているのである。全国の闘う労働者・人民諸君！ 救援戦線の友人諸君！ われわれは塩見に対して統一公判破壊を自己批判し、分離公判要望を撤回し、地裁に統一公判を要求する斗争を行なえ！と要求する。われわれは地裁に対して、分離公判決定を撤回し、公判を元の統一公判へ復帰せよ！と要求する。

九月二十七日

声明 13

よど号ハイ・ジャック斗争統一「被告」団

塩見の陰謀は粉碎された！
我々は、地裁・検事の反革命逆転策動の粉碎に向け前進する！

よど号HJ裁判闘争に注目し、支援される全ての革命的同志諸君、友人諸君！
反弾圧戦線をはじめとする全国の先進的労働者人民諸君！

一〇月一六日、我々は、地裁・検事によって目論まれた分離公判攻撃、反革命逆転策動を断乎として拒否し、弾劾し、粉碎する一〇一六分離公判弾劾／反革命逆転策動粉碎／出廷拒否／斗争を、獄中・獄外の統一「被告」団、支援委員会を貫く、一糸乱れぬ戦闘的行動をもって闘い抜いた。

かかる我々の闘いの前に、地裁・検事は、「被告」の一人もいない法廷を、否、それだけではなく、支援委員会の諸君の糾弾の声の満ち溢れる法廷を、わずか三〇秒足らずで閉廷し、すぐすこと退散せざるをえなかったのである。我々は、かかる勝利的地平——HJ裁判斗争において、我々がこれまで闘い取ってきた管制高地を断乎として守り抜き、更に打ち固めてゆく闘いを、今後より一層強化し、全ての闘う先進的労働者人民諸君との結束を、より一層鞏固な戦闘

的団結へと打撃えてゆくことを再度確認する。

△1V

二月六日にその端緒的契機を形成し、七月八日に決定的転回点を見たこの間のHJ裁判斗争をめぐる我々と塩見一派との闘いは、八月二日の地裁・検事による職権分離攻撃、そして今回一〇月一六日公判における我々の非妥協的闘いと、塩見の統一公判からの最終的脱走・逃亡をもって一つの段階を画したといえる。

△2V

すなわち、全ての事態は、我々が予測し、主張し、警告を発したとおりに展開し、HJ裁判斗争と、それをめぐる諸政治勢力の階級的な性格、位置、相互関係、今後の動向が、それらにまつわる、様々なデマ、誹謗中傷、歪曲、ペテン、罵、策謀等々の暗雲を突き破って、その真の姿を現わし、一体どの部分が真にプロレタリア的、前進的、革命的潮流・勢力であり、どの部分がブルジョア的、後退的、反動的な潮流・勢力であるのか、全人民の前に明らかにされたのである。つまり敵権力と断乎として闘い抜き、HJ裁判斗争のこれまでの勝利的地平を確固として守り抜いた我々と、何一つ地裁・検事と闘うこともせず、敵権力に庇護されつつ独房の中で昼寝をきめこみ、HJ統一公判から最終的脱走・逃亡を行った塩見の革命と反動への決定的分岐と、かかる分岐の中で形成されてきた塩見一派と敵権力による反革命的な「連合戦線」の存在のごまかし様のない露呈がそれである。

塩見一派は統一公判を破壊し、分離公判へ脱走・逃亡したのである。地裁と検事は、この機を把えて、真の革命的潮流たる我々に対する反革命攻撃・逆転策動を貫徹せんとしているのである。我々は闘い抜き！——敵権力による反革命攻撃を粉碎するため我々は粉砕する！——分離公判攻撃による反革命逆転策動を

我々は勝利する！——我々の全面的無罪と、プロレタリア独裁！ 共産主義革命として！

一〇月一六日の我々の分離公判に抗議する出廷拒否斗争は、まず第一に塩見の陰謀を粉碎した。

塩見の陰謀とは一体いかなるものであったのか？ 我々は最初から、それを見抜き、曝露してきた。

「塩見は八月二日の公判において、我々とは政治的立場が異なることを理由にして、地裁に対して公然と分離公判を要望した。そして公判斗争に内ゲバを持ち込めば、地裁が塩見の要望に応じて、職権で分離公判を強行しやすいくことや、我々との間の統一公判の基盤の破壊になることを見越して、内ゲバを持ち込んだのである。現実には地裁が塩見の要望に応じて、職権での分離公判を強行してきた現在、塩見は「内ゲバに介入した地裁の職権での分離公判には反対する」と言っているらしい。しかし、これは全く他人を欺すためのポーズである。地裁の職権での分離公判は、内ゲバに介入したものである。塩見の要望にこたえたものである。塩見の基本的な戦略は分離公判である。そして具体的な戦術として、内ゲバを持ち込み、我々との間の統一公判の基盤を破壊するだけでなく、地裁が職権での分離公判を強行するのにも、もっともやりやすい状況を意識的、計画的に作り出したのである。」（『声明』第一号）

塩見は、我々が一〇月一六日の公判に応じることを期待していたのである。そうしたなら、我々に対して、地裁・検事の反革命攻撃に屈服して、分離公判に応じたと批判し、それで、仕方なしに、自分も分離公判に応じるといふ形に持っていくと目論んでいたのだ。こうして分離公判の責任を我々に転嫁できるといふわけだ。しかし、これが塩見の陰謀だったのである。

して、我々が分離公判に抗議する出廷拒否斗争で喧んだことによつて、完膚なきまでに粉砕されたのである。

ところで、我々は、一〇月一六日の分離公判に抗議する出廷拒否斗争に先立って、塩見に対し、統一「被告」団の一員としての四点に亘る釈明、自己批判を要求するとともに、分離公判への脱走・逃亡を撤回し、統一公判に復帰するよう呼びかけてきた。

そして我々のかかる原則的立場「統一被告」団運動の成果を守り抜き、継承・発展させてゆく立場はこれまでのHJ裁判斗争の全過程を貫いて、首尾一貫しており、今春以後の塩見一派による、我々に対する反革命的な襲撃行為という統一公判破壊策動を前にしても、一歩たりとも後退するものではなかった。だからこそ、塩見一派はしびれを切らし、音をあげて、地裁と検事に対して、分離公判への脱走・逃亡を哀願せざるをえなかったのである。

我々の四項目要求とは次のとおりである。すなわち、
「我々は塩見に要求する。地裁の職権での分離公判が、内ゲバに介入したものであると本心に考えており、本心にそれに反対して、統一公判を求めるのであれば、

第一に、八月二一日の公判において地裁に公然と分離公判を要望したのは何故か？釈明せよ！

第二に、地裁が介入し、職権での分離公判に出でることは、わかり切っていたのに、そして我々が八月二一日の公判の打ち合わせ時に、それを指摘したのに、何ら反省せず、開き直り、内ゲバを持ち込んだことを自己批判し、今後公判斗争には内ゲバを持ち込まないことを約束せよ！

第三に、我々との間の統一公判の基盤の破壊になることは、わかり切っていたのに、内ゲバを持ち込んだことを自己批判し、今後公判斗争には内ゲバを持ち込まないことを約束せよ！

第四に、分離公判に反対し、統一公判を要求する実際の行動を起

せ！

我々は、塩見がこの我々の要求に感じた時のみ、塩見が、他人を欺すためのポーズを取っているのではないことを初めて信じるこ

とができるであろう」（『声明』第一号）
これに対する塩見の回答は何もなかった。それどころか、逆に「ツヨカリオユウノモイマノウチ・シンセイダトウ」なる子供じみた問題にもならない電報で枯息な恫喝（？）を仕掛けてきているのである。我々はこの様な塩見の腐敗と思ひ上りを決して許すわけにはゆかない。我々は、階級的憤怒に燃えて、塩見を弾劾し、徹底的な自己批判を要求する。

△3V

一〇月一六日の我々の斗いは、第二に塩見一派の反階級性格を徹底的に曝露した。

塩見一派の腐敗・墮落ぶり、その反階級的・反動的行為は、決して口先だけでなされているのではないことも、すでに我々がくりかえし、曝露し、糾弾してきたところである。

では今回の一〇月一六日の公判においては、それはいかにして「貫徹」されたのか？そうではなくて、塩見一派が、地裁・検事に対する分離攻撃・逆転策動糾弾斗争を展開し、塩見自身も獄中において、我々とともに、分離公判糾弾の具体的行動に激起したのか？

否！断じて否！である。

まず誰よりも塩見自身は、一〇月一六日当日、我々三名が熾烈に斗い抜いているのを横眼で傍観・冷笑し、何一つ斗うことなく、独房の中で昼寝を決めこんでいたことは、すでに報告したとおりである。これがあのこけおどしの「声明」（八月二六日付）において「私は、この西川判事の強権的訴訟指揮に抗議し、断乎斗争することを宣言するものである」と全ての斗う労働者人民に約束した塩見の「断乎たる斗争」であったのだ。（そして、これこそが「プロレタリア

革命派」を自称する塩見一派の真実の姿であり、その象徴なのだ！つまり、敵権力に対しては、猫撫で声で甘え、斗う革命的潮流に対しては、牙をむき出して襲いかかる挑発分子のむき出しの姿が満天下に明らかにされたのである。

次に「プロレタリア革命派」を自称する獄外の塩見「救援組織」

これは、より一層醜態な取り乱しようであったのである。そして、それに関して、すでに反弾圧戦線の友人諸君をはじめとする全階級戦線の同志・友人諸君に周知知られているところであり、それらの具体的事実がいちいち言及することはしない。ただ塩見の「救援組織」としてある塩見一派も、敵権力に対して何一つ斗うことをしなかつたこと、この冷徹な事実だけで十分であろう！

それだけではない！
塩見一派は、一〇月一六日の公判に我々が応じるものと思ひ込み、分離公判の責任を我々に転嫁する陰謀が成功するものと思ひ込み、分離公判への準備にひたすら邁進しているというのが現在の偽らざる事実なのである。すなわち、事態は更に一歩進展し、塩見は、事実上、分離公判に応じているのである。

塩見と塩見一派が統一公判からの分離・脱走という基本戦略に基づき、七月八日の我々への襲撃！統一公判破壊を突破口とし、八月二一日の「統一公判」の公然の分離申請を、再度の襲撃をもって、権力の介入を引き出すという「大成案」を獲得した塩見一派は、その「成果」を踏み固め、更に前進！するべく、新たなプログラムの作成と、その秒読みの実践に移ったのである。一月一一日・一三日の両日開延される大菩薩破防法裁判における、再度の公然たる併合申請なる筋書きがそれである。そして、さすがに呆れ果て「それでは『声明』であれだけのことを言ってしまった以上、あまりにもひどすぎるのではないか？」と忠告する良心的分子に対しては、「当初からの予定通りだから問題ない」と開き直り、公言してはばからないというのが彼らの現実の姿なのだ。もはや、何も語る必要はないであろう。

△4V

ただ我々がかかる腐敗・墮落分子！反動的挑発者集団を、我々の内部から生み出したこと、政治・組織的総括！自己批判の作業に全力を傾注するのみである。

塩見の我々に対する「転向」「反革命」なるデマ攻撃、デマ宣伝は、連合赤軍敗北の総括と、プロレタリア革命党建設をめぐる路線斗争での敗北の悲鳴である。
すなわち、HJ裁判斗争方針をめぐる塩見一派と我々の政治的分岐は、決して公判斗争における戦術上、技術上の問題をめぐる分岐ではなく、まさしくHJ斗争の総括をめぐり、そしてそれは必然的に赤軍派！連合赤軍の斗い総体の総括！路線をめぐる本質的分岐として存在しているのであり、我々はその点に関して、これまで全ての斗う労働者人民の前に明らかにしてきたし、今後もしもその分岐を深化し、鮮明にしこそすれ、曖昧にするつもりは全くない。

我々は、かかる路線的分岐の深化と鮮明化を、まずHJ斗争の総括と、HJ斗争を具体化せしめた旧同盟の「国際根拠地路線」の総括にまで深化し切り、更に右方における限界性と誤謬性——すなわち、自國プロレタリア階級人民に対する小ブルジョア的「不信」と「蔑視」、自力更生の斗いの放棄、欠落、更には帝國主義本國人民に抑圧民族としての自己の存在に対する無自覚と！被抑圧民族の存在に対する無知、無理解、かかる民族問題に対する無知、無理解、無自覚の必然的結果としてのプロレタリア国際主義の「一知半解性」（国際拡散主義、他民族利用主義としての否定的側面の内包）——を争みつつも、他方において、それまでの日本革命的左翼が根深く内包した反スタ・トロッキズムの一國主義、先進國主義を打破する内実をも内包した路線としてあった「国際根拠地路線」が、現在日本赤軍として（確かに不十分ではあれ）揚棄されつつある形態において

実在する我々の在外部隊に対する革命的評価と同志的批判として結実させなければならぬと考へてきたし、今もいるのである。(我々は、この点においても、塩見一派のデタラメ極まる「総括と評価」を完膚なきまでに粉砕してゆくであらう)

しかし、我々は、HJ裁判闘争をめぐる闘いの現在の到達地帯を踏えて、問題はより根底的であることを、全ての闘う労働者階級・人民の前に提起しなければならぬと考へる。

すなわち、我々と塩見一派のHJ裁判闘争をめぐる闘いが、単にHJ裁判闘争方針をめぐるそれとしてあるのではなく、赤軍派と連合赤軍の闘い総体の総括と世界日本革命の総路線をめぐるそれとして存在していることについてはすでに述べたが、それを踏えて、我々が塩見一派とプロレタリア革命党建設をめぐる激烈に闘い抜かなければならないのは、我々の多くが、塩見一派として現在その形骸を晒している旧プロレタリア革命派から組織的に分岐してきたという我々の歴史性、組織性にあるのではなく、勿論それは、断乎として踏えておかなければならないが、塩見一派の階級的性質、位置、そして今後の動向が明確にプロレタリア階級と階級闘争に對する、そして更に、プロレタリア革命党建設に對する反動的極枯物に転落していること、そして、この間の彼らの「発展と前進」を見ても明らかのように、その傾向は益々拡大され、固定化されてゆかざるをえないと考へるからである。

すなわち、我々と塩見一派のプロレタリア革命党建設をめぐる党のための闘い(——党としての闘い)は、明確にプロレタリア的の共産主義的な道・潮流と、ブルジョアの民主主義的な道・潮流との闘争であり、「資本主義の道か、社会主義の道か」の「二つの道」をめぐる闘争であること、つまり非妥協的な、決定的な闘いならざるをえないことの確認である。

事実、塩見一派は、この間の世界日本階級闘争、國際国内共産主義運動の苦闘に満ちた前進を反動的に洗い流して六〇年代政治に後退し、問われているプロレタリア革命党建設の闘いを第二次ブ

のだ。

我々は、一切の曖昧さを捨て去り、塩見一派を思想的・理論的に粉砕し、政治的・組織的に叩きつぶす闘いを、プロレタリア独裁的政治(軍事)組織路線の中に明確に位置づけ、最後まで闘い抜く決意である。

そして、それこそがHJ裁判闘争という塩見一派と我々との一つの政治決戦における我々の勝利的地帯——我々と塩見一派とのプロレタリア党建設をめぐる「二つの道の闘争」の重要な管制高地をしっかりと打ち固め、塩見一派と敵権力の反革命的「連合戦線」との二正面戦闘の最終的勝利を保障する鍵であると我々は考へている。我々はこの「連合戦線」との二正面戦闘を通じて、プロレタリア革命党建設に向けた巨大な前進を闘い取ってゆくことを、全労働者階級・人民の前に再度明らかにするものである。

△5V

第三に、一〇月一六日の出廷拒否闘争は、地裁・検事と塩見一派の反革命的な「連合戦線」の実態を曝露しただけでなく、また同時に、地裁と検事に對する新たな闘争の開始でもあった。

地裁と検事は、分離公判を利用して、共謀問題でも、金浦空港問題でも、保釈問題でも事態を逆転しようとしてきたのであるが、我々は当初からそれを明確に見抜き、その反動的意図、目論見を繰返し曝露してきた。そして我々が、かかる反革命攻撃——それは決して、我々「被告」団のみにかけられてきたのではなく、全階級闘争にかけられてきた反革命攻撃である——に對して、不十分ではある、全力を挙げて闘い抜いてきたこともまた、紛れもない事実である。

確かに塩見が分離公判への脱走・逃亡を自己批判し、撤回していない今、否、それどころか、すでに分離を既成事実化している今、我々の闘いは、困難な闘いとなっている。また塩見は職権で分離された上に、我々の公判期日が塩見のそれに先んじて一〇月一六日に

ンド連合ブンドの矯正したる大ブンド構想へと雲散霧消させようとしており、現実の労働者階級とその闘いに對する裏切り、敵対の道を歩もうとしている。つまり、これまでも幾度となく指摘してきた様に、彼らこそ真の清算主義者であり、階級闘争と革命運動の現在の到達地帯を踏える時、決して曖昧に容認することの出来ない完全公然主義者、完全合法主義者としてあるのだ。(階級闘争の現在の到達地帯における完全公然、完全合法主義者の一時的抬頭と跋扈は決して理由なきことではない。今春以後の「プロ革派」に一典型を見るそれは、階級情勢の深部における煮つまりにもかかわらず、その表層における階級闘争の現象的「退潮」「陥没」に對して、小ブルジョアの抱く即時的危機感、焦燥感の現れの一つであり、歴史のくず籠の中にその前例を見出すことは、さして困難なことではないからである。)

それに対して我々は、その闘いが、いかに困難ではあれ、真にプロレタリア独裁運動を組織し、それをプロレタリア革命戦争として領導しようとする体系的非合法党建設に向けた峻しい崖道——現代過渡期における党の革命、党の飛躍を内実とする建党的大道——を前進している。それはもはや譲り合うことのない決定的分岐、食うか食われるかの階級闘争なのだ。

確かに真に闘い、傷つき、問われているプロレタリア前衛党建設の課題を実践的に確認し、その闘いを持久的に粘り強く推し進めていく先進的労働者人民は、塩見一派の反階級性を見破り、彼らを見放し、彼らとの闘争を開始している。しかし、革命的左翼内における反動的挑発者集団「現代の修正主義潮流としての彼らの政治的・組織の本質を見抜くことは、日「共」協会、革マルのそれほど容易なことではない。ましてや、塩見一派が旧同盟の遺産——その栄光も悲惨もあわせて——にすがりつき、喰いつぶし、またブルジョアマスコミによって作り出された矮少極まりなき「塩見幻想」にのって労働者階級を組織してゆこうとするのに対して、我々は正面から闘い抜くことが問われているし、闘い抜く階級的責務があると考へる

続き、一二月二日、二四日と指定されてきており、それらが「統一公判の放棄」「分離公判の承認」として、つまり塩見を除外し保護した上で我々三名への明確な屈服強要としてかけられてきてきているという事実は、敵権力の攻撃がどこに向けられたものであるのかを、最も雄弁に物語るものであるだろう。これは文字通り、反革命の八段と策略以外の何物でもない。

(未確認情報によれば、地裁・検事は、塩見の分離手続きのための公判を一二月二日に指定したとのことである。我々三名の公判を一〇月一六日に強行開廷しようとし、また次の期日を一二月二日に入れた後で分離公判手続きを行うというブルジョア法の裁判手続きにおいてすら逆転した順序で強行しようとする分離公判とは、塩見と自己の救済であり、我々三名に對する更なる弾圧であることが再度明らかにされているのである。)

しかし、我々は断乎として闘い抜く。決して地裁と検事による反革命逆転攻撃策動を許しはしない。今後の公判闘争において必ず粉砕する。

我々はこのHJ裁判闘争をめぐる塩見一派との闘争には、基本的に勝利した。地裁と検事に對する闘争にも必ず勝利する。再度要求する。塩見は我々の四項目要求に、誠意をもって応えよ。そして、その具体的行動を一〇月三〇日迄にせよ。その時我々は、断乎として共に闘い続けるであらう。

最後に、我々は、よど号HJ裁判闘争の戦闘の旗印、綱領は田宮同志たちが金日成首相(当時)へ送った手紙であるとして考へている。塩見は「國際根拠地建設路線」に孕まれていた日本革命に對する内外逃亡と、朝鮮人民利用主義を、ごまかしているの、ごまかしのために田宮同志たちを利用しはするが、田宮同志たちの具体的な存在を示すこの手紙については、「死の沈黙」を守っているのである。

全国の闘う労働者人民諸君！
反弾圧戦線の兄弟・友人諸君！
更なる支援を要請する！

一九七五年一〇月二一日

不死鳥作戦 第7号

発行 よど号ハイ・ジャック裁判斗争支援委員会

新宿区三栄町6 好栄荘3号室

TEL 03-351-2391

編集 よど号ハイ・ジャック斗争統一「被告」団

発行日 1975年11月1日

定価 100円